



農業経営簿記 Ver.5 プラス プログラムアップデート

2004/04/07

日頃は農業経営簿記 Ver.5 プラスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
農業経営簿記 Ver.5 プラスにて不具合があり、ユーザ様にご迷惑をおかけして大変
申し訳ございませんでした。

本プログラムアップデートを行うと不具合が解決されますので、最新版をダウンロード
していただくようにお願いします。(不具合の詳細は3頁目にあります)

引き続き、農業経営簿記 Ver.5 プラスをご利用いただけますようお願い申し上げます。

[注意]

このアップデートプログラムを行える製品は農業経営簿記 Ver.5 プラス

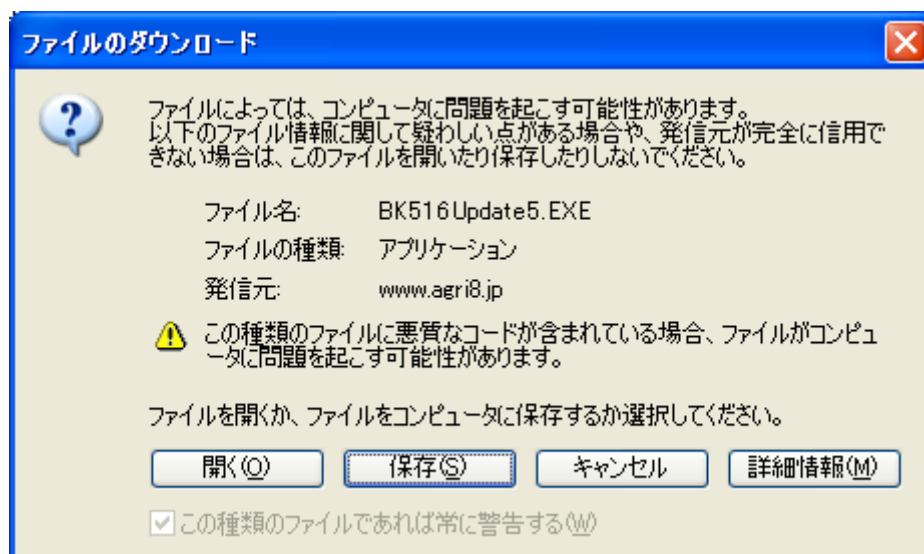
「バージョン 5.16.00」です。

バージョンは製品のメニュー[ヘルプ]-[バージョン情報]にてご覧いただけます。
お間違いのないようお願いいたします。

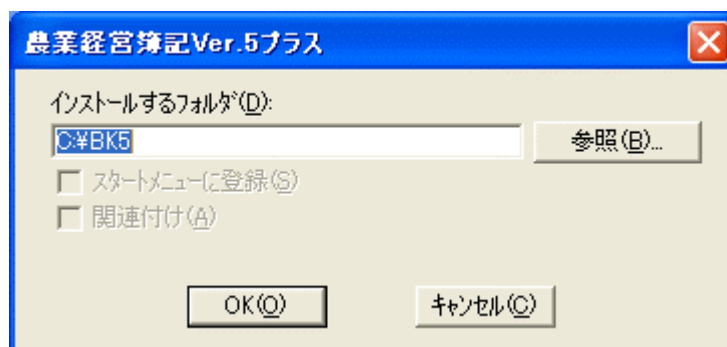
(他のバージョンをお使いの方は絶対アップデートしないで下さい。)

以下の方法によりアップデートプログラムをインストールしてください。

1. 農業経営簿記 Ver.5 プラスが動作している場合は一旦終了させてください。
2. ダウンロードボタンをクリックすると以下の画面が表示されます。
「このプログラムをディスクに保存する」を指定し、例えば、「C:¥」に保存します。



3. アップデートプログラム (BK516Update5.EXE) を実行すると以下の画面が表示されます。
農業経営簿記 Ver.5 プラスがインストールされてるのフォルダを指定し、OK ボタンをクリックしてください。



4. これで終了です。

解決される不具合・変更点の詳細

・元帳にて、貸借に同じ科目が設定されている仕訳を表示すると、借方金額 / 貸方金額が正しくない場合がある。

元帳にて、固定科目に「仮受消費税」または「仮払消費税」を指定し、貸借に同じ科目が設定されていてかつ消費税がある仕訳を表示すると、借方金額 / 貸方金額に正しくない金額が表示されていました。

・家事関連費計算表の仕訳転送にて、転送される仕訳の消費税率が3%に設定されている。

家事関連費計算表の仕訳転送で、転送される仕訳の消費税率が3%に設定されてました。

家事関連費計算表で転送される仕訳は課税区分が「0:不課税」、消費税処理方法が「税計算なし」なので消費税はつきません。
この仕訳の課税区分や消費税処理方法を**後から変更した場合に税率が3%で計算されます。**

・データ作成で作られる勘定科目の課税区分の初期値に誤りがある。

経営形態が個人の場合の営業外費用の科目「922:利子割引料」の課税区分が「0:不課税」になっていました。

一般的に預貯金、貸付金などの利子は非課税となっています
お客様の取引によっては作成される勘定科目の課税区分が取引の実状にそぐわない場合があります。
取引内容に応じて課税区分の設定を行ってください。

・棚卸集計表から仕訳転送を行った際に小数点以下の金額を含んだ仕訳が作成される場合がある。

棚卸表にて、単価×数量から自動計算される金額を端数処理していない場合があります。

このため、棚卸集計表から仕訳転送を行った際に小数点以下の金額を含んだ仕訳が作成されることがあります。

・仕訳データ受入にて仕訳に共通部門が設定されない場合がある。

受け入れるテキストデータに伝票種別が振替伝票かつ、部門管理有りの勘定科目、部門コード0が指定されると、部門が「指定なし」の仕訳が作成されていました。(本来は共通部門の仕訳が作成される)

伝票種別に「簡易振替伝票」が指定されたテキストデータの受入は問題ありません。

・比率表を用いて育成費用を計算する育成資産にて、1頭当たりの育成費用が少なく計算される場合がある。

比率表を用いて育成費用を計算する場合、1年間の育成費用(例えば肥料費、飼料費)の合計金額を「育成中の育成資産の頭数」と「減価償却資産登録にて育成資産種別が対応付けされている頭数」の合計数で1頭当たりの育成費用を計算します。

年度中に育成資産から減価償却資産に振り替えた資産があったときは、本来「減価償却資産登録にて育成資産種別が対応付けされている頭数」として計算するが正しいのですが、「育成中の育成資産の頭数」と「減価償却資産登録にて育成資産種別が対応付けされている頭数」の両方に頭数として計算していたために対象となる育成資産の頭数が多くなり、1頭当たりの育成費用が少なく計算されていました。

計算される育成費用はあくまでも比率表から計算できる初期値です。
金額の差については育成費調整額にて手入力を行ってください。

・青色申告決算書(不動産用)の「不動産所得の収入の内訳」に消費税込みの金額が計上される。

消費税情報設定にて申告区分に免税以外を選択し、不動産収入に関する仕訳を**外税・内税で入力している場合**、青色申告決算書(不動産用)の「不動産所得の収入の内訳」に計上される金額が**消費税込み**の金額になっていました。

仕訳を外税・内税で入力している場合、青色申告決算書の損益計算書の金額は税抜き金額で計上されます。

消費税の申告区分に免税を選択している、または免税以外を選択していても仕訳を別途入力・税計算なしで入力している場合は問題ありません。